

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年3月16日 10時30分ごろ
発生場所	三重県志摩市大王埼東方沖 大王埼灯台から真方位079° 19.8海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.2′ 東経137° 17.5′）
事故の概要	漁船第十八清友丸は、僚船の巻き網から漁獲物を船倉に取り込み作業中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年3月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八清友丸、102トン
船舶番号、船舶所有者等	143051、清友漁業株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、巻き網船団の運搬船として、漁獲物を水揚げする目的で帰航中、他の船団の網船である僚船から大量の漁獲があり、その一部を運んで欲しい旨の依頼を受け、またA社からも同船に向かうよう指示があったので、僚船に向かった。</p> <p>本船は、水面付近まで巻き揚げられた僚船の巻き網に右舷着けし、僚船の作業船が本船の左舷側に裏漕ぎ船として係船索をとり、船体中央やや後方にある支柱に設置された2台のクレーンを使ってもっこと呼称される漁獲物を収穫する網を密集した魚群の中に入れ、漁獲物の取り込み作業を開始した。</p> <p>船長は、本船がどの程度の傾斜で復原性を失うのかわからなかったが、クレーンを2台とも右舷側に振り出し、もっこを引き込み始め、本船が右舷側に傾斜し始めたものの、転覆するまで傾斜することはないと思い、そのまま引き込み続けていたところ、徐々に傾斜が大きくなってきたので危険を感じ、乗組員4人と共に右舷側から海に飛び込んだ。</p> <p>本船は、右舷側に転覆したのちに沈没し、船長ほか乗組員4人は僚船によって救助された。</p>
分析	本船は、漁獲物の取り込み作業中、船長が、クレーンを2台とも右舷側に振り出し、巻き網中の密集した魚群にもっこを入れて同時に引込みをしたことから、本船の右舷側に過大な荷重がかかり、右舷側に

	傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漁獲物の取り込み作業中、船長が、クレーンを2台とも右舷側に振り出し、巻き網中の密集した魚群にもっこを入れて同時に引込みをしたため、本船の右舷側に過大な荷重がかかり、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、漁獲網を密集した魚の群れの中に入れる際、クレーンなどの揚貨機が複数ある場合にはクレーンを交互に使用するなどして片舷に荷重が集中しないよう配慮し、船体の傾斜が過大にならないように注意すること。 ・ 船長は、乗り組む船の復原性について、乗船後直ちに調査し、十分に把握しておくこと。